

◆美波町阿波晩茶製造技術保存会(仮称)を設立します。

～郷土を代表する食文化の製造技術を保存・伝承する
「重要無形民俗文化財」指定に向けて～

ユネスコ無形文化遺産に「和食：日本人の伝統的な食文化」が登録されたことにより、国民生活の特色をあらわす食文化や生活文化が全国的に注目されています。

平成29年度、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に「四国山地の発酵茶の製造技術」が選ばれました。(徳島県では「阿波晩茶」が該当します。)

美波町教育委員会としても晩茶製造技術の保存・伝承は必要と考えており、貴重な技術を後世に残すとともに阿波晩茶をアピールするため、国の「重要無形民俗文化財」指定を目指すことにしました。指定を受けるためには、保存会の設立が必須なことです。この度、町民の方々を対象に、会員を募集させていただきます。(徳島県内では、美波町を含め、那賀町、上勝町、三好市が保存会を設立又は設立準備を進めています。) 募集要件としては以下の通りです。

募集要件

- ①美波町在住の方で、阿波晩茶の生産者とその関係者
- ②美波町在住の方で、過去に阿波晩茶を生産していた方

設立予定日

令和2年12月頃

募集期間

令和2年10月16日(金)まで

参 考

●「晩茶」(「番茶」／「ばん茶」とも表記)

全国的にも珍しい製造方法(乳酸菌発酵による後発酵茶)です。酸味を持った独特の風味で、食生活に深く浸透し、郷土を代表する食文化の1つ。

●重要無形民俗文化財(じゅうようむけいみんぞくぶんかざい)

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた民俗文化財のうち、特に重要なものとして指定する。

●記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財(きろくさくせいとうのそちをこうずべきむけいのぶんかざい)

重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財について、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、国が自ら記録作成を行ったり、地方公共団体が記録作成するもの。

【お問い合わせ先】 日和佐公民館 (☎ 0884-77-0028)

